



広島県報

号 外
第 32 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理同文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

一般競争入札	1
教育委員会規則	1
広島県教育委員会の所管に属する公の施設における指定 管理者の指定手続等に関する規則	4
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規 則の整理に関する規則	7
広島県立高等学校等則の一部を改正する規則	9
視聴覚教材利用規則の一部を改正する規則	10
教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	10
(以上県法規登載)	
教育委員会告示	
平成十八年広島県教育委員会告示第一号(広島県行政手 続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定 により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、 又は行いつことができる手続等)を廃止する告示	11
(県法規登載)	
教育委員会教育長告示	
広島県立高等学校則施行細則及び広島県立中学校学則 施行細則の一部を改正する告示	11
広島県立盲学校、ろう学校及び養護学校学則施行細則及 び広島県立高等学校等管理規則施行細則の一部を改正す る告示	13
視聴覚教材利用規則施行細則の一部を改正する告示	14
教育職員免許状に関する規則施行細則の一部を改正する 告示	14

(県法規登載)

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調
達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定によつて公告する。

平成19年3月22日

広島県知事 藤 田 雄 山

県一般19第17号

1 調達内容

(1) 業務名

広島県行政LAN・WANサーバー・ダイヤル・地方機関ヘルプデスク業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年6月1日から平成21年5月31日まで

(4) 履行場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁舎 外

(5) 入札方法

上記(1)の件名により委託料の月額で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当す
る金額を加算した金額(5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、
その端数を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税
及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しよう
とする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規
定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 平成18年広島県告示第715号（平成19年から平成20年までにおける県の業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）によつて、「システム設計・開発」又は「システム保守・管理」の資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達のお知らせから開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日の過去5年間において、本件業務と同種業務又は類似業務（以下「同種業務等」という。）の履行実績が通算1年以上あること。

なお、類似業務とは、パソコン等の操作に係る教育指導業務のほか、情報システムの開発、運用保守、オペレーション等の業務をいう。

(5) 本件業務のすべての従事者について、次の要件のいずれかに該当する者を配置できること。

ア 本件調達の公告日の過去5年間において、同種業務等の実務経験を通算1年以上有する者

イ 次のいずれかの資格を有する者

(ア) 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づく情報処理技術者試験合格者

試験区分は問わない。

旧制度における試験（情報処理振興事業協会等に関する法律に基づく情報処理技術者認定試験）合格者を含む。

(イ) 情報システムに関する民間資格

民間資格の例：オラクルマスター、シスコ技術者認定、マイクロソフト、ロータス技術者認定、レベル技術者認定、Sun技術者認定、IBM技術者認定、HP技術者認定

(6) 従事者の病休時等に交代要員を速やかに確保できること。

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記2(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

平成19年3月22日（木）から平成19年4月5日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもつて記載すること。外国通貨をもつて金額を算出しているときは、出納官更事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務部財務局財産管理室

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務部財務局情報政策室（広島県庁農林庁舎4階）

電話（082）513-2442（ダイヤルイン）

イ 交付期間

平成19年3月22日（木）から平成19年4月5日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場合

ウ 提出期限

平成19年4月10日（火） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律【平成14年法律第99号】第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同

条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知
平成19年4月13日までに通知する。

(3) 入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成19年5月9日(水) 午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成19年5月10日(木) 午後2時

イ 場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁農林庁舎5階情報政策室分室

5 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則(昭和39年広島県規則第32号)第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記4(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約における特約事項

広島県議会において、平成20年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、県は、この入札による契約を解除することができるものとする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

入札説明書による。

7 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務部財務局情報政策室(広島県庁農林庁舎4階)

電話(082)513-2442(ダイヤルイン) ファクシミリ(082)228-3933

8 Summary

(1) Nature of the service to be required : Support Dial and Help Desk of Wide Area Network System for Hiroshima Prefectural Government

(2) Fulfillment period : From 1 June 2007 through 31 May 2009 (A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act.)

(3) Fulfillment place : Specified in the bid explanation form

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 p.m. 10 April 2007

(5) Time-limit for tender : 5:00 p.m. 9 May 2007

(6) Contact point for the notice : Information Policy Office, Finance Bureau, General Affairs Department, Hiroshima Prefectural Government
10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan

TEL 082-513-2442(direct dialing) FAX 082-228-3933

教育委員会規則

広島県教育委員会規則第二号

広島県教育委員会の所管に属する公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

広島県教育委員会の所管に属する公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則

(趣旨)

第一条 広島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する公の施設(教育委員会に対する事務委任規則(昭和四十六年広島県規則第八十三号)第三条の規定により条例に基づく知事の権限が教育委員会に委任されているものを含む。)の指定管理者の指定手続等については、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この教育委員会規則の定めるところによる。

(募集)

第二条 教育委員会は、指定管理者の指定を行うときは、あらかじめ、公の施設ごとに、指定管理者の指定を受けるために必要な資格、申請の期間その他申請に必要な事項を定めるものとする。

2 教育委員会は、法人その他の団体であつて指定管理者の指定を受けようとするもの(以下「申請者」という。)を、前項に定める事項を明示して、公募するものとする。

3 公募に関し必要な事項は、この教育委員会規則で定めるもののほか、教育委員会が定める。

(申請書等の提出)

第三条 条例第二条の規定による申請は、指定管理者の指定を行う公の施設(以下「指定予定施設」という。)ごとに教育委員会が定める申請の期間内に、別記様式第一号による申請書に次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び次項各号に定める書面を添付して行わなければならない。

一 指定予定施設の管理及び運営に関する基本方針

二 指定管理者として指定を受けようとする期間(以下「指定予定期間」という。)内の年度ごとの指定予定施設の管理及び運営に関する業務の実施計画

三 指定予定期間内の年度ごとの指定予定施設の管理及び運営に関する業務に係る収支計画

四 指定予定施設の管理及び運営に関する組織体制

五 前各号に定めるもののほか、指定予定施設ごとに教育委員会が必要と認める事項

2 条例第二条第二号の規則で定める書面は、次の各号に掲げる書面とする。

一 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

二 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

三 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類

四 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書

五 前各号に定めるもののほか、指定予定施設ごとに教育委員会が必要と認める書類

(審査及び選定)

第四条 教育委員会は、条例第三条の定めるところにより申請の内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定するため、指定予定施設ごとに同条各号の基準に基づき具体的な審査の項目を定めるものとする。

2 教育委員会は、条例第三条各号に定める基準及び前項の審査の項目により審査を行い、指定管理者の候補者を選定するものとする。

3 その他申請の内容の審査及び指定管理者の候補者の選定に必要な事項は、教育委員会が定める。

(指定の告示等)

第五条 教育委員会は、条例第三条の規定により指定管理者を指定したとき又は条例第六条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更したときは、遅滞なく、その旨を別記様式第二号により教育委員会に届け出なければならない。

3 教育委員会は、前項の届出があつた場合には、その旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第六条 条例第四条の事業報告書の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

2 条例第四条第四号に定める指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 指定管理施設の管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合には、その内容

二 その他指定管理施設ごとに教育委員会が定める事項

(その他)

第七条 この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

この様式は、平成19年3月22日施行の
 (別記)
 様式第1号(第3条関係)

指定管理者指定申請書

平成 年 月 日

広島県教育委員会様

郵便番号
 住所の所在地
 申請者
 名 代表者氏名
 電 話 番 号

印

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、
 次のとおり.....の指
 定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為その他これらに準ずる書類
- 3 法人にあつては、登記簿謄本
- 4 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書、収
 支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- 5 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算
 書
- 6 その他教育委員会が必要と認める書類

注 「.....」には、指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称を
 記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号(第5条関係)

変更届出書

平成 年 月 日

広島県教育委員会様

郵便番号
 住所の所在地
 申請者
 名 代表者氏名
 電 話 番 号

印

次のとおり変更したので、広島県教育委員会の所管に属する公の施設における指定管
 理者の指定手続等に関する規則第5条第2項の規定により、届け出ます。

指定管理施設の名称	変更前		変更後	
	名称	住所の所在地	名称	住所の所在地
変 更 の 内 容	主たる事務所の所在地 代表者の氏名 (その他)			
変 更 年 月 日	平成 年 月 日		平成 年 月 日	

注 1 登記簿謄本等変更を証する書面を添付すること。
 2 変更の内容については、該当する.....の中にシ印を付け、及び所要事項を記載す
 ること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号 (第6条関係)

事 業 報 告 書

平成 年 月 日

広島県教育委員会様

郵便番号 _____ 印
 住所 _____
 申請者 _____
 代表者氏名 _____
 電話番号 _____

広島県の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、次のおり事業報告書を提出します。

- 1 指定管理施設の名称
- 2 指定管理施設の管理業務の実施状況及び利用者の利用状況
- 3 指定管理施設の利用に係る料金の収入実績
- 4 指定管理施設の管理に係る経費の収支状況
- 5 指定管理施設の管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合には、その内容
- 6 その他指定管理施設ごとに教育委員会が定める事項

注 記載事項を欄内に記載できないときは、別紙に記載し、添付すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

広島県教育委員会規則第三号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道 雄

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(学校教育法施行細則の一部改正)

第一条 学校教育法施行細則(昭和三十年広島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第八条の見出し中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十条中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十一条の見出し中「盲校」を「視覚障害者」に改め、同条第一項中「盲者、ろう者」を「視覚障害者、聴覚障害者」に改める。

「は障 害児 学級」	を	「特 別 支 援 学 級」	に改める。
「障 害児 学級」	を	「障 害児 学級」	に改める。

及び4中「障害児学級」を「特別支援学級」に改める。

第七条第四号中「障害児学級」を「特別支援学級」に改め、同様式の記入上の注意2中「障害児学級」を「特別支援学級」に、「を記入すること」を「を記入すること。」に改める。

「障 害 学級」	を	「特 別 支 援 学 級」	に改める。
「障 害児 学級」	を	「障 害児 学級」	に改める。

別支援学級」に改める。

第七条第四号中「盲・ろう・養護学校就学該当者通知書」を「特別支援学校就学該当者通

知書」に、「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に、
 「盲・ろう・精神薄弱・知的障
 肢体不自由・病弱の別」を「視覚障害・聴覚障害・知的障
 肢体不自由・病弱の別」に、同様式の添付
 書類中「盲・ろう・聴覚障害・知的障」を「特別支援学校・知的障」に
 改める。

(広島県立盲学校、ろう学校及び養護学校学則の一部改正)

第二条 広島県立盲学校、ろう学校及び養護学校学則(昭和三十一年広島県教育委員会規則
 第二号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

広島県立特別支援学校学則

第一条中「広島県立盲学校、広島県立ろう学校又は広島県立養護学校(以下「盲、ろう、
 養護学校」を「広島県立特別支援学校(第十九条の二第一項を除き、以下「特別支援学校」
 に、「盲者、ろう者又は知的障害者」を「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者」に、「若
 しくは病弱者」を「又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)」に、「小学校・中学
 校」を「小学校、中学校」に、「施し、あわせてその障害を克服する」を「施すことも
 に、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図る」に改め、同条に次の一項を
 加える。

2 特別支援学校においては、前項の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小
 学校、中学校又は高等学校の要請に応じて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)
 第七十五条第一項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行
 うよう努めるものとする。

第二条の見出しを「校名、障害種別、部科名等」に改め、同条第一項中「盲、ろう、
 養護学校」を「特別支援学校」に改め、「校名」の下に、「障害種別」を加え、同条第二
 項中「盲、ろう、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三条中「盲、ろう、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第八条中「広島県立盲学校」を「広島県立広島中央特別支援学校」に改める。

第十条の二及び第十条の三中「盲、ろう、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十三条中「盲、ろう、養護学校」を「特別支援学校」に、「中学部」を「中学部」
 に、「広島県立盲学校及び広島県立ろう学校(以下「盲、ろう学校」といふ。)(幼稚園若
 しくは盲、ろう、養護学校の)」を「特別支援学校の幼稚園若しくは」に、「盲者、ろう者
 又は知的障害者」を「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者」に、「若しくは病弱者」を
 「又は病弱者」に改め、同条第一号中「盲、ろう学校」を「特別支援学校」に改める。

第十三条の二中「盲、ろう、養護学校」を「特別支援学校」に、「広島県立盲学校、ろ
 う学校及び養護学校の就学区域に関する規則」を「広島県立特別支援学校の就学区域に関
 する規則」に改める。

第十四条の二第一項中「盲、ろう、養護学校」を「特別支援学校」に改める。
 第十九条の二第一項中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改
 め、同条第三項及び第四項中「盲、ろう、養護学校」を「特別支援学校」に、「附設する」を
 第三十一条第一項中「盲、ろう、養護学校」を「特別支援学校」に、「附設する」を
 「設ける」に改め、同項ただし書中「附設しない」を「設けない」に改め、同条第二項中
 「入舎又は」を「入舎し、又は」に改める。
 別表を次のように改める。

別表(第一条関係)

校名	校名		障害種別	部科名	修業年限	位置
	本校	分校				
広島県立 広島中央 特別支援 学校			視覚障害	幼稚園部 小学部 中学部 高等部 専攻科 療科 保健科 療科 保健科	三年 三年 三年 三年 三年 三年 三年	広島市東 区戸坂千 足二丁目
広島県立 広島南特 別支援学 校			聴覚障害	幼稚園部 小学部 中学部 高等部 専攻科 理容科 理容科	三年 六年 三年 三年 一年 三年	広島市中 区吉島東 二丁目
			聴覚障害	幼稚園部 小学部 中学部 高等部 専攻科 理容科 理容科	三年 六年 三年 三年 一年 三年	呉市阿賀 中央五丁 目

県教育委員会規則第九号の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則

第一条中「広島県立盲学校(以下「盲学校」という。)、広島県立ろう学校(以下「ろう学校」という。)、及び広島県立養護学校(以下「養護学校」を「広島県立特別支援学校(以下「特別支援学校」に改める。))」

第二条第一項中「盲学校」を「広島県立広島中央特別支援学校」に改め、同条第二項中「ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校(広島県立広島中央特別支援学校を除く。)」に改め、同条第三項中「広島県立広島ろう学校」を「広島県立広島南特別支援学校」に改める。

第三条の見出し中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第一項中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中「盲学校若しくはろう学校の幼稚部又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の」を「特別支援学校の幼稚部又は」に、「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第三項中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第四項中「養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項の表中「広島県立西条養護学校」を「広島県立西条特別支援学校」に改め、同条第五項中「ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項の表中「広島県立広島ろう学校」を「広島県立広島南特別支援学校」に改め、同項の表中「広島県立沼隈特別支援学校」に改める。

第四条中「ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。
第五条中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表中「広島県立広島ろう学校」を「広島県立広島南特別支援学校」に、「広島県立尾道ろう学校」を「広島県立尾道特別支援学校」に、「広島県立広島養護学校」を「広島県立広島特別支援学校」に、「広島県立福山養護学校」を「広島県立福山特別支援学校」に、「広島県立廿日市養護学校」を「広島県立廿日市特別支援学校」に改め、同表広島県立福山北養護学校の項中「広島県立福山北特別支援学校」に、「福山北養護学校の項中「広島県立福山北養護学校」を「広島県立福山北特別支援学校」に、「鞆町」の下に、「走島町」を、「松永町一丁目から七丁目まで」の下に、「南今津町」を加え、同表中「広島県立三原養護学校」を「広島県立三原特別支援学校」に、「広島県立呉養護学校」を「広島県立呉特別支援学校」に、「広島県立庄原養護学校」を「広島県立庄原特別支援学校」に、「広島県立広島北養護学校」を「広島県立広島北特別支援学校」に改め、同表広島県立沼隈養護学校の項中「広島県立沼隈養護学校」を「広島県立沼隈特別支援学校」に、「鞆町」の下に、「走島町」を、「松永町一丁目から七丁目まで」の下に

「南今津町」を加え、「広島県立黒瀬養護学校」を「広島県立黒瀬特別支援学校」に改める。

附則

この教育委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県教育委員会規則第四号

広島県立高等学校学則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

広島県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(広島県立高等学校学則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則(昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「第五十七条の四」を「第五十七条の五」に改める。

第十条の四中「の合格に係る」を「において相当程度の成果を収めた」に改める。

第二十六条の四に次の一項を加える。

4 聴講料は、広島県収入証紙をもつて納付しなければならない。ただし、校長が特に必要があると認める場合は、現金をもつて納付することができる。

第三十一条第一項中「(昭和三十一年広島県条例第六号)」を削り、同条に次の二項を加える。

- 2 生徒が未成年者である場合は、当該生徒の保護者は、当該生徒が納付すべき授業料について、当該生徒と連帯してこれを納付しなければならない。
- 3 授業料は、口座振替の方法又は納付書により納付しなければならない。ただし、校長が特に必要があると認める場合は、現金をもつて納付することができる。

第三十五条に次の一項を加える。
2 入学者選抜料は、納付書により、又は広島県収入証紙をもつて納付しなければならない。

第三十七条中「入学料は」の下に、「県立学校の授業料等に関する条例第五条ただし書に規定する場合を除き」を加える。

別表第一広島県立賀茂高等学校の項中「生活科学科」を削り、同表広島県立三和高等学校の項を削り、同表広島県立河内高等学校の項中「食物調理科」、「商業科」及び「生活文化科」を削り、同表広島県立尾道工業高等学校の項を削る。

(広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正)

第二条 広島県立高等学校通信教育に関する規則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条に次の一項を加える。

2 選考料及び受講料は、広島県収入証紙をもつて納付しなければならない。ただし、校長が特に必要があると認める場合は、現金をもつて納付することができる。

(広島県立中学校学則の一部改正)

第三条 広島県立中学校学則(平成十五年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 入学者選抜料は、納付書により、又は広島県収入証紙をもつて納付しなければならない。

附 則

この教育委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県教育委員会規則第五号

視聴覚教材利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道 雄

視聴覚教材利用規則の一部を改正する規則

視聴覚教材利用規則(昭和四十年広島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 液晶プロジェクター

第二条第四号中「映画フィルム」を「映画フィルム」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 ビデオテープ

第二条に次の一号を加える。

六 その他教育長が適当と認めるもの

第七条を次のように改める。

(利用教材の取扱い)

第七条 利用者は、正しい操作方法により、利用教材を利用しなければならない。

2 利用者は、定期的に保守点検を行い、常に良好な状態を保つた機器により、適正に利用教材を利用しなければならない。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

附 則

この教育委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県教育委員会規則第六号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道 雄

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(昭和四十三年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「出願」を「申請」に改める。

「第四章 出願の手続」を「第四章 申請の手続」に改める。

第五条の見出し中「出願」を「申請」に改め、同条第一項中「免許状の授与」の下に「又は当該免許状への新教育領域の追加の定め」を加え、「願い出る」を「受けようとする」に改め、同項第一号中「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書又は教育職員免許状新教育領域追加申請書」に改め、同項第二号(3)中「写」を「写し」に改め、同項第五号中「あつて」を「あつて」に、「写」を「写し」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 新教育領域の追加の定めを受けようとする場合は、特別支援学校教諭普通免許状

第五条第二項中「願い出る」を「受けようとする」に改め、同項の表三十六年改正法附則

第六項の項、十二年改正法附則第二項の項及び十二年改正法附則第三項の項中「写」を「写し」に改める。

第六条の見出し中「出願」を「申請」に改め、同条中「普通免許状授与」の下に「又は当該免許状への新教育領域の追加の定め」を加え、「願い出る」を「受けようとする」に改め、同条第一号中「教育職員検定願」を「教育職員検定申請書」に改め、同条第六号(2)中「写」を「写し」に改め、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を受けようとする場合は、特別支援学校教諭普通免許状

校教諭普通免許状

第六条の二第一項中「願い出る」を「受けようとする」に改め、同項第一号中「教育職員検定願」を「教育職員検定申請書」に改め、同条第二項中「願い出」を「申請」に改める。

第七条第一項中「臨時免許状授与」の下に「又は当該免許状への新教育領域の追加の定め」を加え、「願い出る」を「受けようとする」に、「あつて」を「あつて」に改め、同項第一号

中「教育職員検定願」を「教育職員検定申請書」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 新教育領域の追加の定めのための教育職員検定を受けようとする場合は、特別支援学校教諭臨時免許状

第七条第二項中「願い出る」を「受けようとする」に、「出願」を「申請」に改める。

第八条の見出し中「出願」を「申請」に改め、同条第一項中「願い出る」を「受けようとする」に改め、同項第一号中「教育職員検定願」を「教育職員検定申請書」に改め、同項第三号②中「写」を「写し」に改め、同条第二項中「願い出る」を「受けようとする」に改める。

第九条の見出し中「出願」を「申請」に改め、同条中「願い出る」を「受けようとする」に改め、同条第一号中「教育職員免許状交付願」を「教育職員免許状交付申請書」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「出願」を「申請」に改める。

第十一条の見出し中「特殊教科」を「自立教科等」に、「出願」を「申請」に改め、同条中「第十七条第一項」を「第四条の二第二項」に、「盲学校、聾学校又は養護学校の特殊の教科」を「特別支援学校の自立教科等」に、「願い出る」を「受けようとする」に改め、同条第一号中「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に改める。

第十二条の見出し中「特殊教科」を「自立教科等」に、「出願」を「申請」に改め、同条第一項中「特殊教科」を「自立教科等」に、「願い出る」を「受けようとする」に改め、同項第一号中「教育職員検定願」を「教育職員検定申請書」に改め、同項第七号中「特殊教科」を「自立教科等」に、「写」を「写し」に改め、同条第二項中「特殊教科」を「自立教科等」に、「願い出る」を「受けようとする」に改める。

第十三条の見出し中「出願」を「申請」に改め、同条中「または」を「又は」に、「願い出る」を「受けようとする」に改める。

第十四条の見出し中「出願」を「申請」に改め、同条中「願い出る」を「受けようとする」に改め、同条第一号中「教育職員免許状書換願又は教育職員免許状再交付願」を「教育職員免許状書換申請書又は教育職員免許状再交付申請書」に改める。

第十五条の見出し中「出願」を「申請」に改め、同条中「願い出なければならぬ」を「申請しなければならぬ」に改める。

第十六条中「書換え」を「書換」に、「願い出る」を「受けようとする」に、「願書」を「申請書」に、「はつて」を「はつて」に改める。

第十七条第六号中「教科」の下に、「又は特別支援教育領域」を加える。

第二十二条第一項中「教育職員免許状授与証明書交付願又は教育職員免許状交付証明書交付願」を「教育職員免許状授与証明書交付申請書又は教育職員免許状交付証明書交付申請書」に改め、同条第二項中「交付願」を「交付申請書」に改める。

第二十三条第四号中「願書」を「申請書」に改める。
別記様式第一号中「**特殊教**」を「**特別支援教**」に改め、同様式の備考2中「**事項**」を「**領域**」について授与する免許状の場合にあつては（下記の領域について）、**事項**」に改める。

別記様式第三号中「**特殊教**」を「**特別支援教**」に改め、同様式の備考中3を4、2を3とし、同様式の備考1の次に次のように加える。

2 （下記の教科について）の箇所には、領域について授与する免許状の場合にあつては（下記の領域について）と記入すること。

別記様式第三号中「**特殊教**」を「**特別支援教**」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

教育委員会告示

広島県教育委員会告示第一号

平成十八年広島県教育委員会告示第一号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行われ、又は行つことができる手続等）は、廃止する。

平成十九年三月二十二日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道 雄

教育委員会教育長告示

広島県教育委員会教育長告示第一号

広島県立高等学校学則施行細則及び広島県立中学校学則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

広島県教育委員会

教育長 関 靖 直

広島県立高等学校学則施行細則及び広島県立中学校学則施行細則の一部を改正する件

(広島県立高等学校学則施行細則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長第三〇二第一号)

の一部を次のように改正する。

原記載が線11印中 「志願者

保護者

」及び

原記載が線11印中 「入学者選抜料を添えてお願いします」及び「、次のおり願ひ出ます」

を

入学者選抜料の額に相当する収入証紙を貼る。

入学者選抜料の額に相当する収入証紙又は入学者選抜願付用領収控をはること。

原記載が線11印中 「入学者選抜料を添えてお願いします」及び「、次のおり願ひ出ます」

誓約書

生徒 氏名

この生徒に係る授業料の納付その他一切の責任は、保護者及び保証人が引き受けます。
また、保護者は、この生徒と連帯して授業料を納付します。

平成 年 月 日

広島県立 高等学校長 氏 名様

保護者住 所

氏 名

生徒との続柄 (又は関係)

保証人住 所

氏 名

生徒との続柄 (又は関係)

原記載が線11印中 「入学を許可された者に関する証明書です。」

注 1 この証明書は、入学を許可された者に関する証明書です。

2 市(区)町長が発行する指定様式に、証明願事項(氏名、出生の年月日、住所、世帯主氏名)が記載されている場合は、その指定様式に代えることができる。

3 入学を許可された者の保護者が世帯主でない場合は、保護者の住民票記載事項証明書を添付すること。

(広島県立中学校学則施行細則の一部改正)

第二条 広島県立中学校学則施行細則(平成十五年広島県教育委員会教育長第三〇二第一号)

の一部を次のように改正する。

原記載が線11印中 「志願者

保護者

」及び

原記載が線11印中 「入学者選抜料を添えてお願いします」及び「、次のおり願ひ出ます」

を

入学者選抜料の額に相当する収入証紙を貼る。

入学者選抜料の額に相当する収入証紙又は入学者選抜願貼付用領収控をはること。

に改める。

附則

この教育委員会教育長告示は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県教育委員会教育長告示第二号

広島県立盲学校、ろう学校及び養護学校学則施行細則及び広島県立高等学校等管理規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

広島県教育委員会

教育長 関 靖 直

広島県立盲学校、ろう学校及び養護学校学則施行細則及び広島県立高等学校等

管理規則施行細則の一部を改正する告示

(広島県立盲学校、ろう学校及び養護学校学則施行細則の一部改正)

第一条 広島県立盲学校、ろう学校及び養護学校学則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県立特別支援学校学則施行細則

第一条中「広島県立盲学校、ろう学校及び養護学校学則」を「広島県立特別支援学校学則」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号

入 学 願 書

平成 年 月 日

広島県立 特別支援学校長様

志願者 保護者

次のとおり、高等部 科第1学年へ入学を志願します。

志願者	氏名	ふじがな			性別	男・女
	現住所	(〒 -)				
保護者	氏名				志願者との続柄	
	現住所	(〒 -)				
志願者	年 月 日	年 月 日	年 月 日	入学・卒業・その他		
	小学部第6学年	昭和平成 年 月 日	卒業			
	中学部第1学年	昭和平成 年 月 日	入学			
	中学部第3学年	昭和平成 年 月 日	卒業・卒業見込み			
				出身特別支援学校校長確認 (出身中学校長) 印		

様式第五号中「市(区)町村長殿」を「市(区)町長様」に、「市(区)町村長」を「市(区)町長」に改める。

(広島県立高等学校等管理規則施行細則の一部改正)
第二条 広島県立高等学校等管理規則施行細則(昭和五十八年広島県教育委員会教育長告示第九号)の一部を次のように改正する。

様式第九号の注1中「画、ろう、養護学校はこれ」を「特別支援学校は、この」に改める。

様式第十号の注6中「画、ろう、養護学校画部部」を「特別支援学校画部部」に改める。

附則

この教育委員会教育長告示は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県教育委員会教育長告示第三号

視聴覚教材利用規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

広島県教育委員会

教育長 関 靖直

視聴覚教材利用規則施行細則の一部を改正する告示

視聴覚教材利用規則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「第十条」に改める。

第二条中「同第八条第二項に規定する映写技術認定書、同条第三項に規定する映写技術認定再交付申請書及び映写技術認定証書換申請書、同第十条に規定する視聴覚教材利用申込書」を「及び第九条に規定する視聴覚教材利用報告書」に、「別記様式第二号、別記様式第三号、別記様式第四号及び別記様式第五号」を「及び別記様式第二号」に改める。

別記様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号」に、「認定」を「平成」に、「認」を「様」に、「

映写技術者氏名	映写技術認定証番号	第 号
利用者氏名	に、	

「持ち帰り」を「持帰り」に、「郵送」を「郵送」に改める。

別記様式第二号から別記様式第四号並びを削る。

別記様式第五号中「昭和」を「平成」に、「広島県教育委員会教育長 殿」を「広島県教育委員会教育長様」に、「

映写技術者氏名	映写技術認定証番号	第 号
利用者氏名	に改	

め、同様式を別記様式第二号とする。

附則

この教育委員会教育長告示は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県教育委員会教育長告示第四号

教育職員免許状に関する規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

広島県教育委員会

教育長 関 靖直

教育職員免許状に関する規則施行細則の一部を改正する告示

教育職員免許状に関する規則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「教育職員免許状授与願(免許状規則 様式 第一号)を」

「教育職員免許状授与申請書(免許状規則第五号第一項第一号) 様式 第一号」に改め、同表第五号中「教育職員免許状授与申請書」に改め、同表第十号中「教育職員免許状再交付願」を「教育職員免許状再交付申請書」に改め、同表第十一号中「教育職員免許状再交付願」を「教育職員免許状再交付申請書」に改め、同表第十五号中「教育職員免許状授与証明書交付願」を「教育職員免許状授与証明書交付申請書」に改め、同表第十六号中「教育職員免許状交付証明書交付願」を「教育職員免許状交付証明書交付申請書」に改める。

第三条中「第十七条第一項」を「第十七条」に改め、
様式第一号中「ちよう付」を「ちよう付」に、「教育職員免許状授与願」を「教育
職員免許状授与申請書」に、「教科」を「教科又は特別支援教育領域」に改め、同
様式の次に次の様式を加える。

様式第1号の2
広島県収入証紙
ちよう付欄

教育職員免許状新教育領域追加申請書

平成 年 月 日

広島県教育委員会様

本 籍 地

現 住 所

(ふりがな)

氏 名

昭和 年 月 日生

㊞

特別支援学校教諭免許状の種類

追加の定めを受けようとする新教育領域

付 記

定められている特別支援教育領域	授与年月日
	平成 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

豊后県三由町「教 科」を「教科又は特別支援教育領域」に改定し、
 豊后県十津川町「ち よう付」を「ち よう付」に、「教育職員検定願」を「教育職員検
 定申請書」に、「教 科」を「教科又は特別支援教育領域」に、「附 記」を「付 記」
 に、「教科」を「教科又は特別支援教育領域」に改定し、

豊后県十津川町

特別免許状の種類 採用予定学校名	担当する教科 又は事項	
	和	

豊后県十津川町

特別免許状の種類 採用予定学校名	担当する教科, 特別支援教育 領域又は事項	
	和	

「並びに」を「及び」に改定し、

豊后県三由町「または」を「又は」に、「あつて」を「あつて」に、「教科名」を「教科又は
 特別支援教育領域の名称」に、「出願」を「申請」に改定し、

豊后県十津川町「ち よう付」を「ち よう付」に、「教育職員免許状交付願」を「教育
 職員免許状交付申請書」に、「附 記」を「付 記」に改定し、

豊后県十津川町「ち よう付」を「ち よう付」に、「教育職員免許状書換願」を「教育
 職員免許状書換申請書」に、

「教科」を「教科又は特別
 支援教育領域」に、「附 記」を「付 記」に
 改定し、

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4とする。

豊后県十津川町「ち よう付」を「ち よう付」に、「教育職員免許状再交付願」を「
 教育職員免許状再交付申請書」に、

「教科」を「教科又は特別
 支援教育領域」に、「附 記」を「付
 記」に、

また「または破損」を「、破損」に改定し、

豊后県十津川町「特殊教育」を「特別支援教育」に改定し、

豊后県十津川町「障害児学級」を「特別支援学級」に改定し、
 豊后県十津川町「特別支援学校」に改定し、
 豊后県十津川町「教育職員免許状交付
 授与証明書交付願」を
 「教育職員免許状交付
 授与証明書交付申請書」に、「教 科」を「教科又は特別支援教育領域」
 に改定し、

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4とする。

豊后県十津川町「教 科」を「教科又は特別支援教育領域」に改定し、

豊 后 県

10の総量確保を図るため、平成17年度に100万冊を確保し、